

部会について

1 里親部会

(1) 設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

里親の認定の適否について、諮問を受けて答申すること。

里親登録の更新・継続について、諮問を受けて答申すること。

里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること。

2 措置部会

(1) 設置目的

児童福祉法の規定により、児童に対して施設入所などの措置をとる場合において児童や保護者の意向がその措置と一致しないとき、又は必要と認めるときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、措置部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

施設入所など児童相談所が行う措置が、児童もしくはその保護者の意向と一致しない場合に諮問を受けて答申すること。

児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること。

被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。また、その措置について意見を述べること。

立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。

児童の意見又は意向に関して、児童からの申立てを受け、調査審議及び意見の具申を行うこと。

3 児童虐待死亡事例等検証部会

(1) 設置目的

児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項により、地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、児童虐待死亡事例等検証部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うこと。

上記事例の分析をもとにした以下の事項の調査研究及び検証を行うこと。

4 保育部会

(1) 設置目的

児童福祉法第35条第6項等により、保育所の設置認可等をするときは、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、保育部会を設置し、審議を行う。

(2) 所掌事項

保育所及び地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等の認可について、諮問を受けて答申すること

保育所及び地域型保育事業、幼保連携型認定こども園等に対する事業停止命令等について、諮問を受けて答申すること

特定教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること

特定教育・保育施設等における運営状況等の調査及び検証に関すること